

令和6年度5月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年5月31日（金） 午後2時30分から午後3時12分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (31人)

農業委員

1番 首藤正男		3番 若林清廣
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 平野榮治	9番 阿部信行
10番 佐藤英一		12番 伊藤隆
13番 塩原信子	14番 野澤栄	
16番 本間雄一	17番 大嶋喜芳	18番 渡部藤四夫
19番 江端美春		21番 間宮一
22番 草野伸一	23番 増井勝	24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明	2番 山岸洋子	3番 鈴木健二
	5番 長井範親	6番 笠原綱生
7番 帯瀬和幸	8番 田中隆市	9番 高井利明
10番 原田秀一	11番 堀内多計司	12番 武田要一郎

4 欠席委員 (5名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第8号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第9号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第10号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、

議案第11号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について

議案第12号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて

議案第13号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己

北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 靄巻和仁
南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農政振興係主査 井上勝雄

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻 15:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和6年度5月定例総会を開会いたします。</p> <p>2番 田村良雄委員、11番 高橋潤一委員、15番 平原大悟、20番 小林喜一郎委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は24名中20名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、12番 伊藤 隆委員、13番 塩原 信子委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第13号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について</p> <p>議案第8号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について 議案第9号 事業計画変更承認申請に関する処分決定についての順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p>

<p>議長</p> <p>北区部会長</p>	<p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第13号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で1件、中央地区で5件、秋葉区で2件、南区で1件、西区で2件、西蒲区で2件の計13件です。</p> <p>次に議案第8号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で3件、中央地区で6件、秋葉区で1件、南区で5件、西区で2件、西蒲区で3件の計20件です。</p> <p>次に議案第9号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が中央地区で1件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は34件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p> <p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の4件は、去る5月29日に審査を行いました。</p> <p>最初に、議案第13号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は贈与によって農地を取得するものです。</p> <p>譲受人が規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案第8号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地に使用貸借権を設定し、農家住宅に転用するものです。</p> <p>転用者は新発田市のアパートに住んでいますが、土地所有者である祖父の営んでいる農業を手伝っており、実家に近い申請地を農家住宅にするため申請に至りました。</p> <p>農地区分は第2種農地で、土地改良区域外であり、周辺農地には影響はありません。</p>
------------------------	--

<p>議長</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>「北2号」は、農地を売買によって取得し、露天資材置場に転用するものです。</p> <p>転用者は江南区で非鉄金属、タイヤ等の販売等を経営しています。申請地は同社の北区営業所、取引先、輸出に利用する新潟東港が近いため、申請に至りました。</p> <p>農地区分は第2種農地で、土地改良区域外であり、周辺農地には影響はありません。</p> <p>「北3号」は、農地を売買によって取得し、蓄電池設備に転用するものです。</p> <p>転用者は再生可能エネルギーの設備工事や電気工事を営んでいます。申請地は蓄電池設備を設置する要件を満たしているため申請に至りました。</p> <p>農地区分は第2種農地で、土地改良区域外であり、周辺農地には影響はありません。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件、第5条許可申請3件についていずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の12件は、去る5月29日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第13号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書3ページから4ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、「中3号」、は、譲受人の規模拡大のため、売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>「中2号」は、同一経営体内へ農地を贈与するものです。</p> <p>「中4号」、「中5号」は、過去の売買に基づく所有権移転です。すでに当該地を耕作もしくは管理しており、権利取得後も耕作できるものと判断しました。</p> <p>続きまして、議案第8号農地法第5許可申請についてです。</p> <p>10ページ、11ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、は、使用貸借権を設定し、農家住宅建築敷地に転用</p>
--------------------------	---

<p>議長</p> <p>秋葉区部会長</p>	<p>するものです。</p> <p>転用者は現在共同住宅に住んでいますが、土地所有者である父の営んでいる農業を手伝っており、実家近くに居住するため申請に至りました。</p> <p>農地区分は第1種農地ですが不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>「中2号」は、売買により特定建築条件付売買予定地に転用するものです。</p> <p>農地区分は第3種農地です。</p> <p>「中3号」は第2種農地に、「中4号」、「中5号」は第3種農地に、売買で個人住宅建築敷地へ転用するものです。</p> <p>「中6号」は、使用貸借権を設定し、露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、所有者が代表取締役を務めている事業者で、車両の増加に伴い駐車場が必要となったため申請に至りました。</p> <p>農地区分は、第1種農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>「中1号」から「中6号」まで、いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>続きまして、議案第9号事業計画変更承認申請に関する処分決定についてです。</p> <p>17ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、当初計画者が令和3年9月に転用許可を受けましたが、物価高等の理由により事業実施できませんでした。この度承継者が個人住宅を建築することとなり申請にいたしました。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請5件、第5条許可申請6件、事業計画変更承認申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。中央地区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の3件を、29日に審査いたしました。</p> <p>議案第13号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p>
-------------------------	---

<p>議 長</p> <p>南区部会長</p>	<p>議案書 5 ページをご覧ください。</p> <p>「秋 1 号」は市外在住者が、今後の管理不足が見込まれることから売買を申し出たものです。</p> <p>「秋 2 号」は譲渡人の申し出により隣接耕作者へ売買するものです。</p> <p>続いて議案第 8 号農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>議案書 1 2 ページをご覧ください。</p> <p>「秋 1 号」は農振農用地区域外に資材置場兼駐車場を目的として申請したもので、排水計画も整っており、周辺には農地がないことを確認しております。</p> <p>以上 3 件、いずれも区部会は問題ないと判断しました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の帯瀬でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は 6 件で、去る 5 月 2 9 日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第 1 3 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の 6 ページをご覧ください。</p> <p>「南 1 号」は、経営移譲年金を受給するための親子間の使用貸借権の設定です。</p> <p>次に、議案第 8 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定です。</p> <p>議案書の 1 3 ページ 1 4 ページをご覧ください。</p> <p>「南 1 号」は、農地に賃借権を設定し、露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、隣地で小売業を営んでいますが、事業の拡大に伴い従業員の駐車場が必要となり申請しました。</p> <p>次の「南 2 号」は、農地に賃借権を設定し、仮設現場事務所敷地に一時転用するものです。</p> <p>転用者は、信濃川下流河川事務所発注の工事を請け負い、仮設現場事務所が必要となり申請しました。</p>
-------------------------	--

<p>議 長</p> <p>西区部会長</p>	<p>次の「南3号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、アパートに居住していますが、戸建住宅を建築するため申請しました。</p> <p>なお、「南1号」、「南2号」、「南3号」の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>次の「南4号」は、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、実家で親世帯と同居していますが、子供も大きくなり戸建住宅を建築するため申請しました。</p> <p>次の「南5号」は、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、近隣で生活していますが、子供も大きくなり戸建住宅を建築するため申請しました。</p> <p>なお、「南4号」、「南5号」の農地区分は、第3種農地に分類され許可相当と判断されます。</p> <p>なお、5条許可申請5件は周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件、農地法第5条許可申請5件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>5月29日に開催した西区部会での審査報告をいたします。議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>議案第13号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>「西1号」および「西2号」は、譲渡人の経営規模縮小と、譲受人の経営規模拡大により売買し、所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案書の15ページをご覧ください。</p> <p>議案第8号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>「西1号」は、売買により、露天駐車場敷地として転用するも</p>
-------------------------	--

<p>議 長</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>のです。</p> <p>転用者は、自ら経営する会社の従業員及び来客用駐車場として貸し出すため、申請に至りました。</p> <p>「西 2 号」は、賃借権を設定し、露天がれき破碎処理施設敷地として転用するものです。</p> <p>転用者は、産業廃棄物処分業許可を得ており、申請地を事業用地とするため申請に至りました。</p> <p>「西 1 号」および「西 2 号」の農地区分はいずれも第 3 種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 2 件、同第 5 条 2 件、計 4 件は、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の 5 件は、去る 5 月 29 日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第 13 号 農地法第 3 条許可申請についてです。 議案書 8 ページをご覧ください。</p> <p>「蒲 1 号」は、農業者年金の受給のため、後継者に使用貸借権を設定するものです。</p> <p>「蒲 2 号」は、譲渡人の要望により、売買で所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案第 8 号 農地法第 5 条許可申請についてです。 議案書 16 ページをご覧ください。</p> <p>「蒲 1 号」は、使用貸借により、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>現在の住まいが手狭になったため、申請に至りました。</p> <p>「蒲 2 号」は、賃貸借により、天然ガス採掘施設敷地として一時転用するものです。</p> <p>転用者は、平成 2 7 年から、同敷地でガス採掘のため一時転用許可を受けて 3 年ごとに更新しておりましたが、引き続き利用するため、申請にいたりました。</p>
--------------------------	--

	<p>「蒲 3 号」は、売買により、露天駐車場及び荷さばき敷地に転用するものです。</p> <p>貨物自動車運送業を営む転用事業者が、物流量の増加に伴う安全操業の確保などを図るため、既存施設の拡張敷地として申請にいたしました。</p> <p>「蒲 1 号」と「蒲 3 号」が、第 1 種農地で、「蒲 2 号」が農用地区域内農地ですが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 2 件、第 5 条許可申請 3 件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書 2 ページ、追加議案第 1 3 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書 9 ページ、議案第 8 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>なお、議案書 9 ページ、北 2 号、議案書 1 3 ページ、南 1 号、議</p>

<p>議 長</p> <p>農政振興係長</p>	<p>案書 15 ページ、西 2 号、議案書 16 ページ、蒲 3 号については、3,000㎡を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。それ以外の場合は、次回の定例総会で再度審議することといたします。</p> <p>これ以外の事案は諮問が不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 17 ページ、議案第 9 号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊 1 の議案第 10 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、</p> <p>別冊 2 の議案第 11 号 新潟市農用地利用集積等促進計画 (案) に関する意見決定について、</p> <p>議案第 12 号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>農政振興係の和田です。他の案件に関連がありますので、最初に、議案第 12 号 新潟市農用地利用集積計画の取消しについて、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>A4 横の 1 枚ものの資料をご覧ください。</p> <p>取消案件につきましては、令和 5 年度 4 月定例総会においてご承認いただきました、議案第 4 号、売買、中央、1 号・2 号です。</p> <p>取消理由は、農用地利用集積計画の公告前に所有者が亡くなったことから、取消申請書が提出されたためです。</p> <p>このたび、相続手続きが完了したことから、取り消し手続きに併せて、議案第 10 号にて改めて所有権移転の手続きを行います。</p> <p>本日の定例総会で承認をいただいたのち、資料裏面のとおり農用地利用集積計画の取り消しを公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>次に、議案第 10 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、お手元の資料別冊 1 をご覧ください。</p>
--------------------------	--

初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。
資料の表紙をめくっていただき、1ページ、令和6年5月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。

新規の利用権設定について、北区15件、秋葉区3件、南区6件、西蒲区1件、合計で件数25件、面積235,974㎡です。

次に、所有権移転の売買について、中央地区2件、秋葉区1件、南区3件、西区5件、西蒲区2件、合計で件数13件、面積66,713㎡です。

次に、所有権移転の交換について、中央地区2件、面積2,028㎡です。

詳細につきましては、議案書の4ページ以降となります。

新規の利用権設定、所有権移転については、4ページから16ページのとおりです。

次に、利用権の移転については、17ページから24ページのとおりです。

続いて、農地中間管理事業関係についてです。25ページ、令和6年5月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。

新規の利用権設定について、北区34件、中央地区88件、秋葉区72件、南区106件、西区114件、西蒲区202件、合計で件数616件、面積3,066,695㎡です。

詳細につきましては、28ページから153ページのとおりです。

以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。

また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。

従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、154ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。

市の公告については、令和6年6月14日からとなります。

引き続き、議案第11号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について説明させていただきます。

	<p>お手元の資料別冊2をご覧ください。</p> <p>資料の表紙をめくっていただきまして1ページから4ページのとおり、北区10件、中央地区2件、南区1件について、移転の申出がありました。</p> <p>市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から5月10日付で意見聴取の依頼を受けているところであります。</p> <p>従いまして、5ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。</p> <p>なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和6年7月30日からとなります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	
議 長	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案第10号 農用地利用集積計画の決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、別冊1の議案第10号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p>
議 長	<p>次に、別冊2の議案第11号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、審議いたします。</p>

	<p>委員関連の事案が含まれておりますが、関係委員は退出中ですので、このまま審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第12号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>議 長 終了時間 15:12</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和6年度5月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
